

令和3年度瑞穂町監査計画

瑞穂町監査委員

令和3年度瑞穂町監査計画

令和3年4月1日
瑞穂町監査委員

令和3年度の定期監査、財政援助団体等監査、決算審査（基金運用審査を含む）、例月出納検査及び健全化判断比率等審査等は、次の方針等に基づき実施する。

1 基本方針

令和3年度における瑞穂町の予算編成方針では、「令和3年度の瑞穂町の歳入は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気の落ち込みの影響により、町税等の一般財源が減少することは確実な状況です。また、引き続き普通交付税不交付団体となるものと想定されますので、極めて厳しい予算編成となることが見込まれます。歳出においては、新型コロナウイルス感染症対策、普通建設事業、公共施設改修等及び社会保障の必要経費を要することから、歳出超過になるものと予測しています。このような中、歳入経費を補うため、各種事業に関する国及び東京都の補助金の確保等、今後も継続して財源確保に努めるとともに、今まで以上に徹底した歳出削減を行わなくてはなりません。その上で、国及び東京都の動向や住民ニーズ等の情報収集に努め、的確に対応していく必要があります。以上のことから、超少子高齢社会の進展に対応する各種施策、地域の特色を考慮した地域オーダーメイドの実現等を視野に入れ、今進めるべきことを見極めた施策を展開しなければなりません。新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響を見据えた対応を念頭に、効率的で実効性の高い施策を構築することを基本」としている。

町の予算編成方針を重視し、監査の実施にあたっては、財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理が、

- ①住民福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果が得られているか。
- ②行政の組織と運営を合理的かつ効率的に進めるための適正化が図られているか。
- ③事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいているか。
- ④地方分権及び情報公開により開かれた行政運営への対応がどのように進められているか。
- ⑤監査の指摘事項の改善が図られているか。

以上5点に留意し、地方自治法第199条の規定に基づく監査を実施する。

2 実施方法

(1) 定期監査(地方自治法第199条第4項)

定期監査は、町の財務に関する事務の執行、町の経営に係る事業（工事）の管理及び事務の執行が法令等の規定に基づき適正に処理されているかという適法性の観点を中心に、コストの適正化が図られているか、費用に見合うだけの効果を挙げているか、事業の目的を達成しているか、また、組織及び運営の合理化に努めているか等、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、毎年1回実施するものとする。

(2) 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)

財政援助団体等監査は、町が財政的援助を行っている補助金交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者等に対し、当該財政的援助等にかかる出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、併せて、所管の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても留意し、実施するものとする。

(3) 決算審査(基金運用審査を含む)(地方自治法第233条第2項・第241条第5項・地方公営企業法第30条第2項)

決算審査は、町長からの審査依頼に基づき、決算その他の関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、実施するものとする。

基金運用審査は、町長からの審査依頼に基づき、基金の運用を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその目的に沿って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼をおき、実施するものとする。

(4) 例月出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

現金出納の例月検査は、現金出納機関の毎月の事務処理が適正に処理されているか留意し、現金出納にかかる事故または不正の防止を図ることを目的として実施する。例月出納検査の対象となる範囲は、会計管理者の権限に属する現金の出納である。従って、例月出納検査の内容は、会計管理者から提出された各種の検査資料に基づき、計数を詳細に調査し、現金管理の状況を的確に把握するとともに、会計帳簿と現金残高を確実に確認するものとする。

なお、例月出納検査の内容について予算執行課の説明を求める必要が生じた場合は、会計管理者を通じて例月出納検査実施日に関係職員の出席を求めるものとする。

(6) 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条)

健全化判断比率等審査は、町長からの審査依頼に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき算定された健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比

率)、公営企業会計決算における資金不足比率について、それらの計数の算出過程に誤りがないか、適正な算定要素が用いられているか、資料が適正に作成されているか、確実な数値を用いて算出されているか等に主眼をおき、実施するものとする。

3 監査等の実施結果の処理

(1) 定期監査、随時監査及び財政援助団体等監査

①監査等の結果報告及び公表

監査の結果については、議会及び町長等に報告する。

②意見

組織及び運営に関し、合理性または効率性に欠ける点があった場合、その改善について町長に対し意見書を提出する。

③措置状況の調査

公表等のうち、指摘事項のあるものについては、別に定めるところにより、その措置状況を調査する。

(2) 例月出納検査

例月出納検査の結果については、議会及び町長に報告する。

(3) 決算審査（基金運用審査を含む）及び健全化判断比率等審査

決算審査（基金運用審査を含む）及び健全化判断比率等審査の結果については、町長に意見書を提出する。

※監査の実施時期については、別表1の「令和3年度瑞穂町月別監査等実施計画」に基づき実施するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更できるものとする。

※この計画に記載のない事項については、監査委員の協議により決定するものとする。

4 令和3年度瑞穂町月別監査等実施計画

別表1のとおり。

5 監査等の種類と根拠法令

別表2のとおり。

別表 1

令和3年度瑞穂町月別監査等実施計画

区分 月別	監査の種別・対象・実施期日					
	例月出納検査	決算審査	定期監査	財政援助団体 等監査	財政健全化等 審査	研修等事業
4月	26日(月)					
5月	26日(水)					西郡町村監査 委員連合会定 期総会
6月	28日(月)					
7月	27日(火)	27日(火) 午後 28日(水) 29日(木)の 2.5日間 一般会計、 8特別会計 及び下水道 事業会計			29日(木)	
8月	26日(木)					
9月	28日(火)					3日定例会 (決算報告)
10月	27日(水)					町村監査委員 全国研修会 西郡町村監査 委員連合会視 察研修
11月	26日(金)		16日(火) 17日(水) の2日間	下旬予定 (指定管理者 含む)		都市監査委員 研修会 (第1回)
12月	24日(金)					
1月	25日(火)					都市監査委員 研修会 (第2回)
2月	25日(金)					
3月	28日(月)					

※実施期日は、都合により変更する場合があります。

※例月出納検査は原則として午前9時から行う。

※監査委員先進地研修は、2年に1度行う。

別表2 監査等の種類と根拠法令

監査等の種類	根 拠 法 令 等
定 期 監 査	地方自治法第199条第4項
財政援助団体等監査	地方自治法第199条第7項
決 算 審 査	地方自治法第233条第2項 地方公営企業法第30条第2項
例 月 出 納 検 査	地方自治法第235条の2第1項
基 金 運 用 審 査	地方自治法第241条第5項
健全化判断比率等審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項
随 時 監 査	地方自治法第199条第5項 必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施するもの。
行 政 監 査	地方自治法第199条第2項 必要があると認めるとき、町の事務または町の執行機関の権限に属する法定受託事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めのあるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの。